

○稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例施行規則

平成29年12月13日規則第24号

稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例（平成29年稚内市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(同意の方法)

第3条 条例第3条第1項ただし書の規定による同意は、書面により行うものとする。

(騒音)

第4条 条例第4条第1項の表の「昼間」とは、午前6時から午後10時までをいい、同表の「夜間」とは、午後10時から翌日の午前6時までをいう。

- 2 条例第4条第1項及び第2項の基準の基準値の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条第1項各号に適合し、かつ、日本工業規格C1509—1に適合する機器を用いて行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、条例第4条第1項及び第2項の基準の基準値の測定の方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(低周波音)

第5条 条例第5条第1項の基準の基準値の測定は、日本工業規格C1513に規定するオクターブ及び3分の1オクターブバンド実時間周波数分析器を用いて低周波音の周波数分析を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、条例第5条第1項の基準の基準値の測定の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実態調査)

第6条 条例第18条の規定による実態調査は、原則として小型風力発電設備等の外観調査並びに小型風力発電設備等から最も近い住宅等における騒音及び低周波音の測定により行うものとする。

(助言又は指導)

第7条 条例第19条の規定による助言は原則として口頭により行い、同条の規定による指導は別記第1号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する指導書により行うものとする。

(勧告)

第8条 第20条第1項の規定による勧告は、別記第2号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する勧告書により行うものとする。

2 条例第20条第2項の規定による通知は、別記第3号様式の改善措置確認通知書により行うものとする。

(命令)

第9条 条例第21条第1項の規定による命令は、別記第4号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令書により行うものとする。

2 条例第21条第3項において準用する条例第20条第2項の規定による通知は、別記第3号様式の改善措置確認通知書により行うものとする。

(公表)

第10条 市長は、条例第22条第1項の規定による公表の予定期間（以下「公表予定期間」という。）の初日の14日前までに、事業者等に対し別記第5号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表予告書により、公表を行う旨を予告するものとする。

2 条例第22条第1項に規定する者が、同条第2項の意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の3日前までに、別記第6号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書により行うものとする。

3 市長は、条例第22条第1項の規定による公表を行うときは、同項に規定する者に対し、事前に別記第7号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表通知書により、公表を行う旨を通知するものとする。

4 条例第22条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 稚内市公告式条例（昭和25年稚内市条例第28号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 稚内市の広報紙への掲載
- (3) 稚内市のインターネットホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

5 市長は、事業者等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、条例第22条第1項の規定による公表を猶予することができる。

- (1) 条例第21条第1項又は第2項の規定による命令の期限までに小型風力発電設備等の不適切な状態の改善に至らなかったが、当該小型風力発電設備等の運転を停止し、当該改善を行う旨を書面で誓約したとき。

(2) 事業者等が小型風力発電設備等の運転を中止し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）第11条の規定による事業の廃止の届出を行ったとき、又は小型風力発電設備等から得られた電力を自ら消費する事業を行っていた事業者等が当該事業の中止する旨を書面で誓約したとき。

(3) 事業者等が再生可能エネルギー電気特別措置法第15条の規定による認定の取消しを受け、小型風力発電設備等の運転を中止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認めるとき。

(立入検査等)

第11条 市長は、条例第25条第1項の規定により当該職員に立入検査又は質問（以下「立入検査等」という。）をさせるときは、立入検査等の日の5日前までに、事業者等に対して別記第8号様式の立入検査等実施通知書によりその旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、事業者等を確認できないとき又は事業者等の所在が判明しないときは、することを要しない。この場合において、市長は、当該通知の内容を立入検査等の日の14日前までに告示するものとする。

3 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、別記第9号様式の立入検査員証によるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別記第1号様式（第7条関係）

別記第2号様式（第8条関係）

別記第3号様式（第8条、第9条関係）

別記第4号様式（第9条関係）

別記第5号様式（第10条関係）

別記第6号様式（第10条関係）

別記第7号様式（第10条関係）

別記第8号様式（第11条関係）

別記第9号様式（第11条関係）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

様

稚内市長

印

小型風力発電設備等の設置及び運用に関する指導書

年 月 日市が実態調査を行ったあなた・御社が所有・管理している
下記の小型風力発電設備等については、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の
基準に関する条例に関して、不適切な状態にあると認められますので、同条例第19
条の規定により、速やかに改善するよう指導します。

記

1 小型風力発電設備等の所在地及び設備等の概要

所在地 稚内市

設備等の概要

2 指導事項

3 改善期限

年 月 日 ()

なお、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、遅滞なく報告すること。

第 号
年 月 日

様

稚内市長



小型風力発電設備等の設置及び運用に関する勧告書

年 月 日付け 第 号により指導したあなた・御社が所有・管理している小型風力発電設備等については、 が経過したにもかかわらず、現在なお不適切な状態にあると認められるため、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、下記の措置を講ずるよう勧告します。

記

1 小型風力発電設備等の所在地及び設備等の概要

所在地 稚内市
設備等の概要

2 勧告事項

3 改善期限

年 月 日 ()

なお、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、遅滞なく報告すること。

第 号
年 月 日

様

稚内市長



改善措置確認通知書

年 月 日付け 第 号で行った勧告・命令に関して、
年 月 日に改善措置が完了したことを確認しましたので、下記のとおり通
知します。

記

- 1 小型風力発電設備等の所在地及び設備等の概要
所在地 稚内市
設備等の概要

- 2 勧告・命令事項

- 3 改善措置の内容

第 号
年 月 日

様

稚内市長

印

小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令書

年 月 日付け 第 号により勧告したあなた・御社が所有・管理している小型風力発電設備等については、勧告に係る措置がとられなかったことから、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例第21条第1項の規定により、早急に勧告に係る措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第22条第1項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、命令の対象となる小型風力発電設備等の所在地、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

1 小型風力発電設備等の所在地及び設備等の概要

所在地 稚内市

設備等の概要

2 命令事項

3 改善期限

年 月 日（ ）

なお、改善措置に着手したとき及び改善措置が完了したときは、遅滞なく報告すること。

教 示

第 年 月 日 号

様

稚内市長



小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表予告書

あなた・御社が所有・管理している下記の不適切な状態にある小型風力発電設備等について、適正に設置・運用するよう 年 月 日付け 第 号指導書、 年 月 日勧告書及び 年 月 日付け 第 号命令書により改善を求めてきたところですが、命令に係る改善の期限を過ぎても改善措置が取られないため、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例第22条第1項の規定により、下記のとおり命令違反の事実を公表することを予告します。

なお、当該公表に係る意見があるときは、公表予定期間の初日の3日前までに別添の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書を提出してください。

記

- 1 小型風力発電設備等の所有者等
氏名又は事業者名及び代表者名
住所又は事業者の主たる事務所の所在地
- 2 小型風力発電設備等の所在地及び設備の概要
所在地 稚内市
設備の概要
- 3 命令違反の事実
- 4 公表予定期間及び公表方法
 - (1) 公表予定期間
年 月 日（ ）から当該小型風力発電設備等の不適切な状態が解決するまでの期間
 - (2) 公表方法
稚内市公告式条例に規定する掲示場に掲示するとともに、稚内市の広報紙及びインターネットホームページに掲載する。

年 月 日

稚内市長 様

氏名
住所 〒

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書

年 月 日付け 第 号の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表予告書で予告のあった小型風力発電設備等の適正な設置及び運用について、次のとおり意見を述べます。

小型風力発電設備等の所在地	
意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

※ 意見書に書き切れないときは、別紙に記載して添付すること。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付すること。

第 年 月 日 号

様

稚内市長



小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表通知書

あなた・御社が所有・管理している下記の不適切な状態にある小型風力発電設備等について、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例に基づき、適正に設置・運用するよう助言、指導、勧告及び命令を行ってきたところですが、命令に係る期限を過ぎても改善措置が取られないため、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例第22条第1項の規定により、下記のとおり命令違反の事実を公表します。

記

- 1 小型風力発電設備等の所有者等
氏名又は事業者名及び代表者名
住所又は事業者の主たる事務所の所在地
- 2 小型風力発電設備等の所在地及び設備の概要
所在地 稚内市
設備の概要
- 3 命令違反の事実
- 4 公表期間及び公表方法
 - (1) 公表期間
年 月 日 () から当該小型風力発電設備等の不適切な状態が解決するまでの期間
 - (2) 公表方法
稚内市公告式条例に規定する掲示場に掲示するとともに、稚内市の広報紙及びインターネットホームページに掲載する。

第 号
年 月 日

様

稚内市長



立入検査等実施通知書

稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例第 25 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり小型風力発電設備等の設置・運用に関し、敷地内への立入検査等を実施するので、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例施行規則第 11 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 立入検査等を実施する小型風力発電設備等
- 2 立入検査等の日時 年 月 日 () 午前・午後 時から
- 3 立入検査等の趣旨及び内容

稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例（抜粋）

（報告及び検査）

第 25 条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、事業者等に対し、小型風力発電設備等の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求め、又は当該職員に小型風力発電設備等の敷地に立ち入り、これを検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

担当者：稚内市 部 課

(表)

第 号	立入検査員証
写 真	職名
	氏名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例第25条第1項の規定により、立入検査等をする職員であることを証する。
	年 月 日交付
	稚内市長 印

(裏)

稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例（抜粋）
(報告及び検査)
第25条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、事業者等に対し、小型風力発電設備等の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求め、又は当該職員に小型風力発電設備等の敷地に立ち入り、これを検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。